

指定管理者(候補者)の選定結果について

沖縄県が設置している下記の「公の施設」について、下記のとおり指定管理者(候補者)を選定したので、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、令和6年第4回沖縄県議会の議決を経た後に行うこととなります。

1 対象施設

- (1) 施設名称 沖縄県立石垣青少年の家
- (2) 施設の概要 青少年の団体宿泊訓練の他、青少年、指導者、教育関係者に対する研修を行うこと等により、健全な青少年の育成を図り、もって社会教育の振興に資することを目的として設置
- (3) 設置場所 石垣市

2 選定方法

- (1) 沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会による答申

[構成員]

- 会長(専門的知識を有する者) 三田井 裕 (元国立沖縄青少年交流の家所長)
委員(学識経験者) 平野 貴也 (元公立大学法人名桜大学教授)
委員(学識経験者) 仲地 暁 (ヒューマンキャンパス高等学校顧問)
委員(財務に精通する者) 銘苺 幸多 (銘苺マネジメントオフィス代表)
委員(利用者代表) 津久井 ルリ子 (日本ボーイスカウト沖縄県連盟副コミッショナー)
委員(利用者代表) 下地 イツ子 (沖縄県高等学校安全振興会理事長)

- (2) 審査の経過

令和6年7月25日 第1回運用委員会(選定基準、募集要項等の検討)
令和6年10月18日 第2回運用委員会(プレゼンテーション、最終審査)

- (3) 選定基準等

選定基準	配点
I 県民の公平な利用を確保できるものであること 1 管理の基本的な方針 2 平等な利用の確保の考え方 3 利用日(休所日)・利用時間、利用料金の設定及び減額・免除についての考え方	15点 (6人計90点)
II 施設等の効用を最大限に発揮させるものであるとともに効率的な管理がなされるものであること 1 主催事業及び活動プログラム等の展開について 2 施設設置目的内自主事業の展開について 3 運営の効率化や管理運用コストの縮減に対する考え方 再委託業務の適正性 提案金額	25点 (6人計150点)
III 安定して管理を行う物的及び人的能力を有するものであること 1 類似事業実績 他施設の指定管理協定の締結状況	40点 (6人計240点)

2 組織及び人員に関する事項 労働関係法令の遵守 他施設との兼務状況 安全管理体制 3 収支計画の妥当性 4 財務体質の健全性	
IV 施設等の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること 1 設置目的の理解及び利用の促進に向けた取り組み 2 利用者の意見の聴取及び反映方法 3 特筆すべき事項（アピール事項）	20点 （6人計120点）
計	100点 （6人計600点）

3 選定結果

- (1) 申請団体
ア 特定非営利活動法人八重山星の会
イ 申請団体B
- (2) 評価点数（6人計）

順位	団体名	基準Ⅰ	基準Ⅱ	基準Ⅲ	基準Ⅳ	合計
第1位	特定非営利活動法人八重山星の会	74点	121点	193点	97点	485点
第2位	申請団体B	69点	106点	172点	88点	435点

4 指定管理者（候補者）

- (1) 団体名 特定非営利活動法人八重山星の会
(2) 代表者 代表理事 通事 安夫
(3) 所在地 石垣市字大川552番地

5 選定理由

沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会において、星関係の事業等、地域の環境を活かした事業展開等が評価され、石垣青少年の家の管理運営を適切に行うことができる団体と認められるため。

6 指定の期間（予定）

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで